

厚岸町告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。

その関係図面は厚岸町役場建設課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

厚岸町長 若 狭



道路の種類 町 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線 番号	路 線 名	区 間		参 考	
		起 点	終 点	延 長	敷地幅員
632	太田南坂1号道路	厚岸町光荣 85番地先	厚岸町光荣 379番1地先	627.3 m	14.41m ～ 49.81m
633	太田南坂2号道路	厚岸町太田南 57番地先	厚岸町太田南 118番1地先	1,630.9 m	13.66m ～ 32.24m